

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第十二号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年佐賀県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の四第一項中「及び危機管理・報道監、議会事務局長」を「、危機管理・報道監及び会計管理者、議会議務局長、監査委員事務局長」に改め、「、会計管理者」及び「、監査委員事務局長」を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。